第6回
定時株主総会
招集ご通知

OPTIMUS GROUP

株式会社オプティマスグループ
証券コード 9268

日　時

2020年６月24日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前９時を予定しております。）

場　所

東京都港区海岸一丁目11番２号
ベイサイドホテルアジュール竹芝　13階「飛鳥」

議　案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

目　次

招集ご通知（提供書面）	P 1
事業報告	P 5
連結計算書類	P31
計算書類	P34
監査報告	P37
株主総会参考書類	P43

証券コード　9268
2020年６月８日

株　主　各　位

東京都港区芝二丁目５番６号
株式会社オプティマスグループ
代表取締役社長　山　中　信　哉

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

［書面の郵送による場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［電磁的方法（インターネット）による場合］

当社指定の議決権行使webサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスし、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力のうえ、上記の行使期限までにご送信ください。なお、インターネットによる議決権行使の方法については、３頁から４頁をご覧ください。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区海岸一丁目11番２号
ベイサイドホテルアジュール竹芝　13階「飛鳥」

３．目的事項
報告事項
１．第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる開示について

・本招集ご通知の内容は、早期に情報をご提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイトに掲載いたしました。
・次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
　①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト　https://www.optimusgroup.co.jp/

＜新型コロナウイルスをはじめとする感染予防に関するご案内＞

当社は、新型コロナウイルスの感染予防ならびに拡散防止のためと、株主様の安全を第一に考え、本株主総会につきましては、例年よりも規模を縮小した形で開催させていただくことを決定いたしました。

株主総会当日、議場にご来場の株主様におかれましては、十分なお席が確保できない可能性がございます。

つきましては、可能な限り、郵送もしくはインターネットによる議決権の行使をお願い申しあげます。(次頁をご参照ください。)

※ご注意とお願い

・株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
・当社では、会場受付時に、アルコール消毒液や体温計等を設置するなど、安全の確保に最大限努めてまいりますが、株主様におかれましては、ご来場いただく際にマスクのご着用、アルコール消毒液の噴霧等にご協力賜りますようお願いいたします。
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられます方には、入場をお断りするかもしくは、会場内にて隔離させていただく場合がございます。予めご了承ください。
・会場内外において、役員、運営担当社員がマスク着用にて対応させていただく場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

1 》株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時　**2020年 6 月24日（水曜日）午前10時**

場 所　**ベイサイドホテルアジュール竹芝**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

2 》郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限　**2020年 6 月23日（火曜日）午後６時到着分まで**

3 》インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから次頁に記載の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　**2020年 6 月23日（火曜日）午後６時入力完了分まで**

詳細は次頁をご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使に際しては、以下の事項をご了承のうえ、ご行使ください。

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

・バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。
（「ＱＲコード®」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）
・株主様のインターネットご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
・インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使手順

①アクセス



https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
にアクセス

②ログイン



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

③パスワード変更



初回ログイン時には、パスワード変更画面に遷移いたします。
パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードに変更してください。

以降、画面の案内にしたがい議決権をご行使ください。

重複して議決権を行使された場合のお取扱い

※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
※ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先	みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル 電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル） （ご利用時間　午前９時～午後９時（土・日・祝日を除く））

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴ 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易問題等により成長速度が徐々に減速していたところ、第４四半期に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）のパンデミック（世界的流行）や原油価格の急落等により先行きの悪化が見込まれております。

アメリカ経済は、堅調な雇用を背景とした個人消費に景気が下支えされ、中国との貿易問題にも進展が見られましたが、前述のCOVID-19により足元では雇用環境の悪化が顕著となりました。中国経済は、アメリカとの貿易摩擦の影響により景気が減速していたところにCOVID-19が発生し、生産活動が落ち込んでいます。ニュージーランド経済は、前述の環境の下、中央銀行による過去最低の0.25％への利下げや政府のインフラ整備案等で下支えを図ってきましたが、COVID-19により一層の下押しは不可避と予想されております。

このような経済状況のもと、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の中核事業会社である㈱日貿においては、新規顧客の貢献やESC（横滑り防止装置）義務化前の駆け込み需要等により販売台数は37,283台となり、前年同期比18.7％増加しました。また、物流セグメントの中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedにおいては、セグメント売上高の大部分を占めるニュージーランド向けの輸送台数が、㈱日貿の中古車販売台数の増加により42,882台となり前年同期比12.5％増加しました。

他方、検査セグメントにおいては、ニュージーランド向け中古自動車販売台数市場の減少により、㈱日本輸出自動車検査センターにおけるニュージーランド向けバイオ検査（検疫）件数は88,441件（前年同期比3.2％減）となり、カメムシ問題（注）対応のため2018年９月より開始したバイオセキュリティ熱処理システム検査（以下「熱処理検査」）件数が61,154件と推移いたしました。

サービスセグメントにおいては、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等の業容が堅調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高265億20百万円（前年同期比3.4％増）、営業利益13億19百万円（同0.3％増）、経常利益11億71百万円（同19.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益７億13百万円（同54.7％減）となりました。

（注）2018年２月にニュージーランドのオークランドに入港した日本発の自動車運搬船においてカメムシ（害虫指定のクサギカメムシ）が発見され、車両の荷揚げが制限された事象。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

貿易セグメントにおきましては、新規顧客の貢献やESC（横滑り防止装置）義務化前の駆け込み需要等により販売台数が増加いたしました。この結果、売上高152億17百万円（前年同期比6.3%増）、セグメント利益１億66百万円（前年同期は70百万円の損失）となりました。

物流セグメントにおきましては、中核事業子会社Dolphin Shipping New Zealand Limitedの輸送台数が、中古自動車販売台数の増加により42,882台となり、また熱処理検査代金相当分の売上高計上もあったため、売上高は53億８百万円（前年同期比11.8%増）となりましたが、熱処理検査代金の同額原価計上により、セグメント利益は４億54百万円（同12.1%減）となりました。

サービスセグメントにおきましては、当社子会社のTrade Cars LimitedやAuto Finance Direct Limited等の業容が堅調に推移し、売上高は60億49百万円（前年同期比7.6%増）となりました。セグメント利益は、個人向け自動車ローンの貸出件数の増加を主因に、１億41百万円（同35.5%増）となりました。

検査セグメントにおきましては、バイオ検査（検疫）件数は88,441件（前年同期比3.2%減）となりました。一方、2018年９月より開始した熱処理検査件数が61,154件と推移いたしました。この結果、売上高44億８百万円(同6.2%減)、セグメント利益６億８百万円(同30.7%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は438,597千円（無形資産への投資を含む）であり、その主なものは、以下の通りです。

・サービスセグメント：レンタカー用車両(注)　80,616千円、車両整備場建屋購入等　125,898千円

・検査セグメント：検査情報管理システム構築　64,594千円

(注)事業買収により取得した車両は除きます。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金10億円の調達を行いました。

④ 重要な組織再編等の状況

当社の完全子会社であるUniversal Rental Cars Limitedは、2019年4月1日付で、USAVE Car& Truck Rentals Limitedの関連事業及び資産を譲り受けました。

⑵ 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第３期 (2017年３月期)	第４期 (2018年３月期)	第５期 (2019年３月期)	第６期 (当期) (2020年３月期)
売上高（百万円）	27,092	26,132	25,644	26,520
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,367	909	1,573	713
１株当たり当期純利益（円）	272.28	178.58	294.96	151.84
総資産（百万円）	18,890	20,690	22,680	23,854
純資産（百万円）	8,248	9,471	10,741	9,360
１株当たり純資産（円）	1,642.38	1,789.48	2,023.48	2,121.90

（注）１．当社は第４期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第３期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第４項の規定に基づく監査等委員会及び会計監査人の監査を受けておりません。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

３．１株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

４．2017年６月30日開催の取締役会決議により、2017年７月25日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第３期 (2017年３月期)	第４期 (2018年３月期)	第５期 (2019年３月期)	第６期 (当期) (2020年３月期)
営業収益（百万円）	1,337	1,251	1,191	1,359
当期純利益（百万円）	960	216	1,226	355
１株当たり当期純利益（円）	191.31	42.57	229.90	75.80
総資産（百万円）	13,554	14,504	15,248	15,824
純資産（百万円）	5,909	6,577	7,557	6,881
１株当たり純資産（円）	1,176.70	1,242.63	1,423.62	1,559.83

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
３．2017年６月30日開催の取締役会決議により、2017年７月25日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

⑶ 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社日貿	10百万円	100.0%	中古自動車の仕入れ及び輸出販売
Universal Finance Company Limited	53百万 ニュージーランドドル	100.0	サービス事業における子会社の統括
Dolphin Shipping New Zealand Limited	3百万 ニュージーランドドル	100.0	中古自動車の非船舶運航
株式会社日本輸出自動車検査センター	10百万円	100.0	中古自動車の輸出前検査

（注）事業年度末日において特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上のため、以下の項目を会社の対処すべき課題として認識し、取り組んでまいります。

① ニュージーランドでの既存事業の強化及び新規事業の創出

当社グループは、ニュージーランド向け中古自動車輸出を主要な事業としておりますが、移民など人口増加のスピード、同国におけるマーケットシェア等に鑑み、同国向けの中古自動車販売の成長は一定水準に留まると予想しております。同国における事業収益力の強化と収益源の多様化を進めることが重要な経営課題と認識しております。

② ニュージーランド以外の地域への事業展開

当社グループは、同国への売上に極めて大きく依存しております。当社グループの事業のさらなる成長・拡大とリスク分散の観点から、当社グループは、ニュージーランド以外の地域でビジネスの拡大を図っていくことが重要な経営課題と認識しております。

③ 人材の確保と育成

当社グループが、既存事業の強化、新規事業の創出及び新たな地域への進出、といった成長戦略を円滑に遂行するためには優れた人材が必要です。中古自動車の営業担当者や検査担当者及び新規事業の創出に見合った人材をはじめとし、各事業セグメント並びに経営管理部門において優秀な人材を確保し、育成することが重要な経営課題と認識しております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みと捉え、経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するために、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数は独立社外取締役で構成しております。

また、当社グループの事業における潜在的な利益相反を適切に管理し、低減するために、任意の諮問機関として利益相反特別委員会を設置しております。代表取締役を委員長とし、業務執行の取締役、監査等委員の常勤取締役、審議する内容・事項に応じて適宜任用されるグループ会社幹部、社外の弁護士で構成されています。

さらにはリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会の開催、及びコンプライアンス研修を通じて、リスク管理及びコンプライアンスの強化に努めております。

今後、さらに経営の健全性と透明性を高めるために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスを一層強化することが重要な経営課題と認識しております。

＜ご参考＞

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社グループでは、「コーポレート・ガバナンス」を、株主をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーの権利及び立場を尊重したうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置付けております。

当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めることにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための経営理念等や経営戦略、経営計画に基づき、世界の多くの人々が自由、利便性、快適性を幅広く享受できるよう貢献してまいります。

＜コーポレート・ガバナンスに係る基本方針＞

① 当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利の確保および、株主がその権利を適切に行使できるような環境の整備に努める。
② 当社は、株主以外のステークホルダーも尊重し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
③ 当社は、法令に基づく開示以外の情報開示についても主体的に取り組む。
④ 取締役会、監査等委員会ならびに経営陣等は、自らの役割・責務を適切に果たすように努める。
⑤ 当社は、株主総会以外の場においても株主との間の建設的な対話に努める。取締役、経営陣幹部は、このような対話を通じて入手した株主の意見等を十分に検討し、当社グループの中長期的な価値向上に結びつけるように努める。

⑸ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
貿　　易	中古自動車の仕入れ及び販売
物　　流	中古自動車の輸出に付随する物流業務
サービス	ニュージーランドのディーラーなど事業者向け及び一般消費者向け事業
検　　査	中古自動車の輸出に付随する検査業務及びニュージーランドにおける自動車の検査業務

⑹ 主要な営業所（2020年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区

② 重要な子会社

事業区分	会社名
貿　　易	株式会社日貿（三重県伊勢市）
物　　流	Dolphin Shipping New Zealand Limited（ニュージーランド）
サービス	Universal Finance Company Limited（ニュージーランド）
検　　査	株式会社日本輸出自動車検査センター（横浜市鶴見区）

（注）表中の「会社名」における（　）内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

⑺ 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
貿　　易	73（0）名	12名増（９名減）
物　　流	25（14）	９名減（２名減）
サービス	126（17）	38名増（３名減）
検　　査	262（43）	７名増（５名増）
全社（共通）	28（6）	１名増（２名増）
合　　計	514（80）	49名増（７名減）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている使用人数は、純粋持株会社である当社に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
28（6）名	1名増（2名増）	49.0歳	2.33年

（注）使用人数は（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人数（人材会社からの派遣社員、パートタイマー等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	2,000百万円
	6.5百万オーストラリアドル
Bank of New Zealand	33.0百万ニュージーランドドル
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,700百万円
株式会社横浜銀行	1,000百万円
株式会社百五銀行	900百万円
株式会社三井住友銀行	800百万円
ANZ Bank New Zealand Ltd	12.0百万ニュージーランドドル

（注）1．当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,500百万円のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行と締結しております。
2．当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株
② 発行済株式の総数　5,353,045株（自己株式941,556株を含む）
③ 株主数　2,560名（前期末比317名増）
④ 大株主

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
山中　信哉	1,040,590株	23.58%
ロバート・アンドリュー・ヤング	752,830	17.06
マーティン・フレイザー・マッカラック	752,830	17.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	259,000	5.87
光通信株式会社	140,200	3.17
株式会社1222	63,300	1.43
野村信託銀行株式会社（投信口）	53,000	1.20
山中　玲子	34,500	0.78
ジャクソン　美千代	34,500	0.78
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	33,200	0.75

（注）１．当社は、自己株式を941,556株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
３．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

イ．2019年２月15日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式　60,500株
取得価額の総額	81,541,800円
取得した期間	2019年２月18日から2019年４月26日まで

ロ．2019年５月15日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式　56,000株
取得価額の総額	54,774,600円
取得した期間	2019年５月16日から2019年８月９日まで

ハ．2019年８月20日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式　825,000株
取得価額の総額	695,475,000円
取得した期間	2019年８月21日

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2016年４月14日
新株予約権の数		10,486個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　52,430株 （新株予約権１個につき５株）　（注）１
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり8,008円 （１株当たり1,602円）　（注）１
権利行使期間		2018年４月15日から 2026年４月14日まで
行使の条件		（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く。）	新株予約権の数　10,486個 目的となる株式数　52,430株　（注）１ 保有者数　１人
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　0個 目的となる株式数　0株 保有者数　０人

（注）１．2017年６月30日開催の取締役会決議により、2017年７月25日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っております。当該株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

・新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、

又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
・新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要事項
該当事項はありません。

⑶ 株式等の政策保有に関する方針

① 上場株式の政策保有

取引関係の維持・発展、業務提携等の事業展開の便益、保有に伴うリスクおよび当社の資本コスト等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断する場合に行う。また、上場株式を政策保有する場合には、保有の合理性を精査し、保有の適否を検証し、取締役会に報告する。

② 政策保有する株式の議決権行使

上場株式を政策保有する場合には、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び当該株式の発行体の企業価値向上に資するか否かを総合的に判断して議決権を行使する。

⑷ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　中　信　哉	株式会社日貿　代表取締役社長
取締役	福　村　康　一	
取締役	ロバート・アンドリュー・ヤ　ン　グ	株式会社日貿　取締役 Universal Finance Company Limited 取締役
取締役	マーティン・フレイザー・マ ッ カ ラ ッ ク	Dolphin Shipping New Zealand Limited　取締役
取締役（監査等委員）	長 谷 川　康　司	
取締役（監査等委員・常勤）	岩　岡　廣　明	
取締役（監査等委員）	縄　野　克　彦	（一財）航空機安全運航支援センター会長
取締役（監査等委員）	金　子　好　宏	金子好宏公認会計士事務所所長
取締役（監査等委員）	伊　藤　真　弥	西村あさひ法律事務所　パートナー

（注）１．取締役（監査等委員）長谷川康司、岩岡廣明、縄野克彦、金子好宏及び伊藤真弥の各氏は、社外取締役であります。

２．当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。
委員長　長谷川康司、委員　岩岡廣明、委員　縄野克彦、委員　金子好宏、委員　伊藤真弥
なお、岩岡廣明氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査部門との連携を密に図ることにより、監査及び監督機能の実効性を高めるためであります。

３．当社は、取締役（監査等委員）長谷川康司、岩岡廣明、縄野克彦、金子好宏及び伊藤真弥の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．取締役（監査等委員）岩岡廣明氏及び金子好宏氏は以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役（監査等委員）岩岡廣明氏は、経理、財務業務に従事し、事業会社でのＣＦＯを務めるなど、長年にわたり業務に携わっておりました。
・取締役（監査等委員）金子好宏氏は公認会計士の資格を有しております。

５．2019年６月26日開催の第５回定時株主総会終結の時をもって、鈴木義信氏が監査等委員である取締役を辞任いたしました。

６．2019年８月20日をもって、デイモン・スコット・ジャクソン氏が取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社日本輸出自動車検査センター代表取締役社長でありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（岩岡廣明氏を除く。）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	5名 （0）	195百万円 （0）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6 （6）	45 (45)
合　　計 （うち社外取締役）	11 （6）	240 (45)

(注) 1．当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く。）は４名、社外取締役（監査等委員）は５名であります。上記の取締役（監査等委員を除く。）及び取締役（監査等委員）の員数と相違しておりますのは、2019年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した社外取締役（監査等委員）１名及び2019年８月20日付で辞任により退任した取締役（監査等委員を除く。）１名を含んでいるためであります。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年４月14日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年４月14日開催の臨時株主総会において、年額１億円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役（監査等委員）縄野克彦氏は、(一財)航空機安全運航支援センター会長であります。(一財)航空機安全運航支援センターと当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）金子好宏氏は金子好宏公認会計士事務所の所長であります。金子好宏公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）伊藤真弥氏は西村あさひ法律事務所のパートナーであります。西村あさひ法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 長谷川　康　司	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。国際的な自動車関連事業の経営に関する知識、経験、見識を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 岩　岡　廣　明	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。長年にわたる財務・会計に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 縄　野　克　彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、経営会議、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 金　子　好　宏	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。公認会計士として財務・会計に関する高い知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 伊　藤　真　弥	取締役（監査等委員）就任後の当事業年度に開催された取締役会14回に、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社の経営全般並びに適正な企業統治、監視、その体制に関して、経営から独立した客観的・中立的な立場から、適宜、発言を行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査方針及び監査に関する重要事項の協議、監査結果について、適宜、意見交換等を行っております。 この他、指名・報酬諮問委員会等、当社が設置する各種会議体にも出席し、適宜、社外の立場からの客観的な助言、意見交換等を頂くことにより、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

⑸ 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、Universal Finance Company Limited及びDolphin Shipping New Zealand Limitedは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を策定しており、以下はその一部であります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス規程及び社内会議規程に基づき、コンプライアンスを経営の基本方針と定め、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスに係る体制を構築し、推進する。

・当社は、内部監査室を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの状況及び業務の適正性に関する内部監査を適宜実施する。内部監査室はその結果を、当社の代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び経営会議に報告する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・企業秘密及び個人情報等を管理するため機密情報管理規程、個人情報保護管理規程及び情報セキュリティ管理規程を定め、適正な取り扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため文書管理規程を定める。

・取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社におけるリスク管理の推進のため、リスク管理規程及び社内会議規程に基づきリスク管理委員会を設ける。

・当社の取締役会、リスク管理委員会等において、当社及び子会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

④ 当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、職務の執行を行い、これらの規程、社内会議規程、関係会社管理規程、予算管理規程等に基づき、適切な審議及び決定を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定めて企業集団各社の重要事項の決定、事業の状況等に関し情報の共有化を図るとともに、企業集団各社が各種規程を整備する等により企業集団全体の内部統制システムを構

築し、その有効かつ適切な運用を進める。

⑥　当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合における当該取締役又は使用人に関する事項

・監査等委員会はその職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人の員数や求められる資質については、取締役会と協議の上決定する。

⑦　前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価、異動、懲戒処分等の人事に係る事項の決定には、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

⑧　当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

・当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令違反、定款違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのあることを発見した場合には、速やかに報告及び情報提供を行う。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社及び子会社の取締役、使用人等は、通報等の行為を理由として通報者に対する解雇、懲罰、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。また、報復行為を行った取締役及び使用人等に対して、就業規則等の定めに従って処分を科すことができるものとする。

⑩　当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について必要な費用を支払った時は、その債務の処理を速やかに行う。

⑪　その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、代表取締役及び取締役との定期的な意見交換、内部監査室との定期的な情報交換、監査等委員会規則、監査等委員会監査基準に基づく会計監査人との定期的な意見及び情報の交換により、相互に緊密な連係を保つ。

・監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができるものとする。

・監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の３者の会議「三者打ち合わせ」を開催し、その

実効性を高めることにより、情報の共有化、経営の効率化及び監査品質の向上を図る。

⑫　反社会的勢力排除への対応方針

・当社及び子会社は、社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から反社会的勢力との関係を遮断することの重要性を十分認識し、企業集団全体として取り組みを実施するために「反社会的勢力排除にかかる基本方針」を定める。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則、一般に公正妥当と認められる会計基準、コンプライアンス規程、経理規程及び財務規程に基づき、常に投資家の視点に立つとともに、透明性が高く健全な企業経営の実践の一環として、迅速及び正確、並びに適切な会計処理及び開示を行う。また、当社は、金融商品取引法等に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用（モニタリングを含む。）を行うとともに、その有効性を評価する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社から成る企業集団における「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく体制の運用状況のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役社長を委員長、管理部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの重要性に関する教育や意識向上に積極的に取り組んでおります。当事業年度は、コンプライアンス委員会を２回開催しております。

同委員会では、当社グループのコンプライアンス研修計画を定め、当社及び子会社の役員及び使用人に対して、職場のパワーハラスメント防止、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上と不正防止を図るための取り組みを行っております。

さらに、コンプライアンス違反行為の防止、早期発見による自浄機能の向上を目的として、コンプライアンス相談窓口を設けております。社内相談窓口の他、当社の顧問法律事務所を社外相談窓口としております。相談者の希望により、女性担当者も指定できるようにしております。

当社及び子会社における内部監査につきましては、当社の内部監査室において、内部監査計画書に基づき実施しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

機密情報管理規程に基づき、管理部長が情報管理責任者として、情報の保存及び管理に関する体制整備の推進に責任を負っております。

また、重要な情報の公表及び重要な情報管理に関する規程、規則等の制定は、当社の取締役会の承認を得て行っております。また、当事業年度は、スキャンデータ格納先における、データの定期的な自動削除や、プリントアウト時のホールド印刷またはプライベート印刷の徹底により資料の置き去りを防止することで、情報漏洩対策を実施しております。

文書管理規程に基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の意思決定の議事録、決裁済み稟議書など業務執行等に関する記録についても、管理部で適正に保存及び管理しております。

③　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長、管理部を事務局とするリスク管理委員会を設置し、当社及び子会社におけるリスクの低減及び損失の最小化を図ることを目的とする必要な措置に関する意思決定を行っております。重要事項については、当社の経営会議及び取締役会へ報告することとしております。当事業年度は、リスク管理委員会を3回開催しております。同委員会では、予見されるリスクを洗い出し、当社及び子会社が取り組むべきリスク管理を明確にしております。

また、当社では同規程に基づき、緊急事態が発生した際に、役員及び使用人の安全を確保しながら事業を適切に継続、運営することを目的とした「株式会社オプティマスグループ 事業継続計画」を定めております。

なお諸リスクの低減、除去に向けた取り組みについては、内部監査により確認を行っております。

④　当社及び子会社の取締役、使用人等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定方法を明確に定めており、取締役会（当事業年度に18回開催）、経営会議（当事業年度に26回開催）において、所定の事項を審議し、効率的かつ機動的な経営意思決定を行っております。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の経営管理につきましては、管理部が担っております。同部は、経営について子会社における地域の特殊性を考慮し、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程に従い、子会社の経営管理体制を整備及び統括しております。また、子会社は、当社へ事業の状況に関し定期的な報告をし、経営上の重要な意思決定につき、当社の主管部門へ事前に承認申請又は報告を行っております。

また、内部監査室は、当社及び国内外の子会社を含めて定期的な監査を実施しており、法令・社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等について独立・客観的評価を実施しております。

⑥　当社及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

内部通報規程を制定し、通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設けており、法律事務所、管理部、内部監査室及び監査等委員会を社内外の窓口として内部通報制度の活性化に努めております。

⑦　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、内部通報規程の定めにより、通報者が不利益を被ることがないよう罰則を設け、通報者及び通報内容の個人情報の保護に努めております。

⑧　当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員５名で構成されており、全員が社外取締役であります。当事業年度において、監査等委員会は17回開催し、監査に関する重要な事項についての報告、協議及び決議を行っております。

当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等の重要な社内会議に出席し、また、子会社に対しては、重要な会議への出席の他、拠点への往査を実施し、業務の執行状況を直接確認しております。

当事業年度に、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の「三者打ち合わせ」(年４回)を開催する他、会計監査人による子会社往査に同行し、発見事項や課題を共有するなど、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室の監査との連携を図ることで、監査の実効性を高めております。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、企業としての社会的責任を果たし、当社、子会社、その他利害関係者等が被害を受けることを防止し、反社会的勢力を当社及び子会社の一切の取引から排除するために、反社会的勢力対策規程を定め、管理体制を整備しております。

当社及び子会社において不当要求防止責任者を選任し、外部情報の収集体制及び内部連絡体制を構築しております。

管理部は、当社及び子会社での反社会的勢力に関する一元的な情報管理及び蓄積をすすめております。新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、反社会的勢力排除を目的とした事前調査を行っております。また、使用人等に対する不当要求についての対応指導及び教育を行っております。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制の整備

当社では、経理部をはじめとして財務報告を迅速かつ正確に行うことのできる体制を構築しております。当社の各部門は自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

また、財務報告に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には経理部へ通知され、関連部署と協議のうえ、適正に財務報告を行うことができる体制の構築を行っております。

内部監査室は、内部監査規程及び財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、財務報告の信頼性が確保されているかを内部統制の観点から検証し、重要な不備がないことを確認しております。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業投資による企業価値向上と、配当による株主還元をともに経営上の重要課題の一つと位置付けております。

配当につきましては、安定的な事業収益からの株主還元を確保しつつ、安定的な財務基盤の維持と新たな成長のための投資を勘案し、当面は連結配当性向30％程度を目安とする方針であります。

また、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当を行う基準日は毎年９月30日、期末配当を行う基準日は毎年３月31日であります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行う方針であります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の方針に鑑み、安定的な事業収益からの株主還元の観点を踏まえ、2020年５月19日の取締役会決議により１株当たり25円とさせていただきました。すでに2019年12月９日に実施済みの中間配当金１株当たり23円とあわせまして、年間配当金は１株当たり48円となります。

また、2019年２月15日及び2019年５月15日の取締役会決議により、2019年２月18日から2019年４月26日まで及び2019年５月16日から2019年８月９日の期間で、自己株式116,500株（取得価額総額136,316,400円）を取得、2019年８月20日の取締役会決議により、2019年８月21日に自己株式825,000株（取得価額総額695,475,000円）を取得いたしました。

内部留保資金の使途につきましては、将来のM＆A等による事業展開、設備投資等に役立てたいと考えております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**19,301,303**	**流動負債**	**10,782,939**
現金及び預金	4,183,310	買掛金	344,603
売掛金	6,124,204	短期借入金	8,771,530
販売金融債権	5,111,843	１年内償還予定の社債	53,400
たな卸資産	1,193,797	１年内返済予定の長期借入金	45,634
その他	2,795,362	未払法人税等	86,519
貸倒引当金	△107,213	賞与引当金	67,404
固定資産	**4,553,010**	その他	1,413,848
有形固定資産	**3,661,969**	**固定負債**	**3,710,650**
建物及び構築物	1,249,053	社債	25,700
機械装置及び運搬具	830,695	長期借入金	3,147,910
土地	956,710	繰延税金負債	44,193
リース資産	433,474	退職給付に係る負債	175,320
その他	192,034	その他	317,527
無形固定資産	**308,578**	**負債合計**	**14,493,590**
のれん	128,359	**(純資産の部)**	
その他	180,219	**株主資本**	**11,251,558**
投資その他の資産	**582,462**	**資本金**	**431,100**
繰延税金資産	217,144	**資本剰余金**	**1,874,458**
その他	441,272	**利益剰余金**	**9,777,917**
貸倒引当金	△75,954	**自己株式**	**△831,918**
		その他の包括利益累計額	**△1,890,835**
		為替換算調整勘定	**△1,890,835**
		純資産合計	**9,360,723**
資産合計	**23,854,313**	**負債純資産合計**	**23,854,313**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**26,520,752**
売上原価		**20,500,184**
売上総利益		**6,020,568**
販売費及び一般管理費		**4,700,798**
営業利益		**1,319,769**
営業外収益		
受取利息	61,360	
持分法による投資利益	5,530	
その他	29,167	96,057
営業外費用		
支払利息	132,455	
為替差損	96,683	
その他	15,328	244,467
経常利益		**1,171,359**
特別利益		
固定資産売却益	17,244	
受取和解金	45,364	62,608
特別損失		
固定資産除売却損	15,120	
減損損失	65,338	
事業撤退損	47,014	
その他	31,452	158,926
税金等調整前当期純利益		**1,075,041**
法人税、住民税及び事業税	283,463	
法人税等調整額	78,454	361,918
当期純利益		**713,123**
親会社株主に帰属する当期純利益		**713,123**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	431,100	1,874,458	9,325,510	△60,703	11,570,365
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△260,715	－	△260,715
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	713,123	－	713,123
自己株式の取得	－	－	－	△771,215	△771,215
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	452,407	△771,215	△318,807
当期末残高	431,100	1,874,458	9,777,917	△831,918	11,251,558

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△828,935	△828,935	10,741,430
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△260,715
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	713,123
自己株式の取得	－	－	△771,215
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,061,899	△1,061,899	△1,061,899
当期変動額合計	△1,061,899	△1,061,899	△1,380,706
当期末残高	△1,890,835	△1,890,835	9,360,723

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**8,026,417**	**流動負債**	**6,570,626**
現金及び預金	1,002,393	短期借入金	6,200,000
関係会社短期貸付金	6,700,000	1年内返済予定の長期借入金	31,000
その他	324,023	関係会社短期借入金	250,000
固定資産	**7,798,356**	未払金	27,270
有形固定資産	**51,646**	未払費用	26,774
建物	47,884	賞与引当金	15,108
その他	3,761	その他	20,473
無形固定資産	**10,791**	**固定負債**	**2,372,980**
ソフトウエア	10,791	長期借入金	2,369,000
投資その他の資産	**7,735,919**	退職給付引当金	3,980
関係会社株式	7,571,899	**負債合計**	**8,943,606**
繰延税金資産	91,184	**(純資産の部)**	
その他	72,835	**株主資本**	**6,881,167**
		資本金	**431,100**
		資本剰余金	**4,546,139**
		資本準備金	1,614,926
		その他資本剰余金	2,931,212
		利益剰余金	**2,735,845**
		その他利益剰余金	2,735,845
		繰越利益剰余金	2,735,845
		自己株式	**△831,918**
		純資産合計	**6,881,167**
資産合計	**15,824,773**	**負債純資産合計**	**15,824,773**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
関係会社配当金収入	500,000	
関係会社経営指導料収入	859,970	**1,359,970**
営業費用		
一般管理費		**1,047,621**
営業利益		**312,348**
営業外収益		
受取利息	77,681	
受取賃料	9,381	
その他	1,058	**88,120**
営業外費用		
支払利息	64,369	
為替差損	5,159	
その他	3,142	**72,671**
経常利益		**327,798**
税引前当期純利益		**327,798**
法人税、住民税及び事業税	△107,583	
法人税等調整額	79,410	**△28,172**
当期純利益		**355,971**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,640,590	2,640,590
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△260,715	△260,715
当期純利益	－	－	－	－	355,971	355,971
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	95,255	95,255
当期末残高	431,100	1,614,926	2,931,212	4,546,139	2,735,845	2,735,845

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△60,703	7,557,127	7,557,127
当期変動額			
剰余金の配当	－	△260,715	△260,715
当期純利益	－	355,971	355,971
自己株式の取得	△771,215	△771,215	△771,215
当期変動額合計	△771,215	△675,959	△675,959
当期末残高	△831,918	6,881,167	6,881,167

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社オプティマスグループ
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 伊　藤　恭　治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 西　口　昌　宏 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプティマスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社オプティマスグループ
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　口　昌　宏　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オプティマスグループの2019年４月１日から2020年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第６期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

株式会社オプティマスグループ　監査等委員会

監査等委員　長谷川　康　司　㊞

監査等委員（常勤）　岩　岡　廣　明　㊞

監査等委員　縄　野　克　彦　㊞

監査等委員　金　子　好　宏　㊞

監査等委員　伊　藤　真　弥　㊞

（注）監査等委員５名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会および監査等委員会において、継続的に当社におけるコーポレート・ガバナンスについて協議、検証を行ってまいりました。

その結果、当社の事業規模ならびに少数株主保護を十分に勘案した上で、役員構成について監査等委員を１名減員し、その員数を４名としても当社におけるコーポレート・ガバナンスの有効性を確保できるとの結論に達しました。

そのため、監査等委員の員数に関する定款を一部変更し、必要員数を５名より４名に変更いたします。またその候補者については、本招集ご通知に記載の「第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件」にて、上程を致しております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役、取締役会及び代表取締役 （員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、９名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は5名以上とする。	第４章　取締役、取締役会及び代表取締役 （員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、９名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は4名以上とする。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備え、取締役会の経営監督機能の強化を図るために１名増員し、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。また、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	［再　任］ 山中信哉（やまなかのぶや） （1960年２月13日）	1988年４月　㈱日貿・ジャパントレーディング（現㈱日貿）設立　代表取締役社長就任（現任） 2015年１月　当社設立　代表取締役社長就任（現任）	1,040,590株
（重要な兼職の状況） ㈱日貿　代表取締役社長			
（取締役候補者とした理由） 山中信哉氏は、当社グループの創設者及び当社の代表取締役社長として長年にわたり当社グループ全体の経営をけん引し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。また、中古自動車の貿易事業に係る長い経験と企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 上記の理由により、当社は、山中信哉氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
2	［再　任］ ロバート・アンドリュー・ヤング （1972年5月5日）	1998年７月　Vehicle Solutions Limited取締役就任 2002年３月　㈱日貿・ジャパントレーディング（現㈱日貿）入社　ゼネラルマネージャー 2004年５月　Nichibo Trading Company New Zealand Limited取締役就任 2004年９月　Auto Advance Finance Limited取締役就任（現任） 2009年４月　Auto Finance Direct Limited設立取締役就任（現任） 2013年５月　㈱日貿取締役就任（現任） 2015年２月　Universal Finance Company Limited取締役就任（現任） 2015年６月　当社取締役就任（現任）	752,830株

（重要な兼職の状況）
㈱日貿　取締役
Universal Finance Company Limited　取締役

（取締役候補者とした理由）
ロバート・アンドリュー・ヤング氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2004年にAuto Advance Finance Limited取締役に就任して以来、主に当社グループのサービス事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。
上記の理由により、当社は、ロバート・アンドリュー・ヤング氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	［再　任］ マーティン・フレイザー・マッカラック （1972年1月6日）	1988年６月　JENNERS CUSTOMS & FREIGHT LIMITED入社 1991年９月　McCathie Customs Limited（現 McCullough LIMITED）入社 1999年９月　同社取締役就任 2002年８月　NCC Car Carriers Limited取締役就任 2012年２月　Dolphin Shipping Agencies Limited（現　Dolphin Shipping New Zealand Limited）取締役就任（現任） 2015年２月　Universal Finance Company Limited取締役就任 2015年３月　Compass Auto Logistics Limited取締役就任 2015年６月　当社取締役就任（現任） 2016年２月　コンパス・ロジスティクス㈱代表取締役社長就任 2016年３月　Fasttrack Automotive Compliance 2006 Limited取締役就任（現任）	752,830株

(重要な兼職の状況)
Dolphin Shipping New Zealand Limited　取締役

(取締役候補者とした理由)
マーティン・フレイザー・マッカラック氏は、ニュージーランドの自動車業界での豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を有しております。2002年にNCC Car Carriers Limited取締役に就任して以来、主に当社グループの物流事業における統括を担当し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に貢献しております。
上記の理由により、当社は、マーティン・フレイザー・マッカラック氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	[新　任] 岩岡廣明（いわおかひろあき） （1958年5月1日）	1982年４月　三井物産㈱入社 2002年５月　同社経理部総合企画室兼ＣＦＯ企画部システム統括室長 2002年12月　同社経営改革推進部コーポレートプロセス室長 2005年１月　欧州三井物産㈱ＲｅｇｉｏｎａｌＣＦＯ就任 （兼務）ドイツ三井物産㈲取締役ＣＦＯ就任 2009年12月　三井物産㈱金属事業管理室長兼金属業務部連結経営支援室長 2013年10月　（出向）三井物産スチール㈱常務取締役管理本部長ＣＦＯ就任 2015年11月　（兼務）三井物産鋼材販売㈱（現　NST三鋼販㈱）常務取締役管理本部長ＣＦＯ就任 2018年６月　当社常勤監査等委員社外取締役就任（現任）	－

（重要な兼職の状況）
なし

（取締役候補者とした理由）
岩岡廣明氏は、長年にわたり経理、財務業務に従事し、ＣＦＯを務めるなど、財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた事業会社での監査役（㈱三井物産レザー販売、Mitsui Automotive Europe B.V.、㈱トランス・フリート（現　物産ロジスティクスソリューションズ㈱）、三井物産メタルズ㈱等）、取締役等の豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
上記の理由により、当社は、岩岡廣明氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
5	[新　任] 富島信彦（とみしま　のぶひこ） （1959年1月7日）	1982年４月　三井物産㈱　入社　鉄鋼統括部 1984年６月　ポルトガル修業生（コインブラ大学国際葡語コース） 1989年７月　米国ボストン大学MBA取得 1993年６月　米国Pinnacle Steel Processing Inc. 社長就任 2001年10月　米国Mitsui Steel Development Inc. 社長就任 2007年９月　三井物産㈱鉄鋼製品本部鉄鋼海外事業部室長 2010年５月　同社食料・リテール本部穀物油脂部長 2011年５月　ブラジルMultigrain S,A, CEO就任 2012年11月　米国Game Changer Holding Inc.　社長就任 2014年３月　三井物産㈱　退社 2014年７月　㈱エフ・エム・アイ　取締役副社長就任 2015年７月　同社　代表取締役社長就任 2018年４月　同社　退社 2018年11月　学研CAIスクール杉並宮前校　経営兼塾長就任 2019年８月　㈱日本輸出自動車検査センター　代表取締役社長就任	－

（重要な兼職の状況）
なし

（取締役候補者とした理由）
富島信彦氏は、長年にわたり国内外において企業経営・事業開発業務に従事し、社長・CEOを歴任するなど、海外事業に関する相当程度の知見を有しており、海外を含めた事業会社での代表取締役等の豊富な経験から培った企業経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
上記の理由により、当社は、富島信彦氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．［新　任］は新任の候補者、［再　任］は再任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．岩岡廣明氏と富島信彦氏を除く各候補者は、現に当社の子会社の業務執行者であります。また、富島信彦氏は過去に当社の子会社の業務執行者であったことがあります。
４．富島信彦氏は、2020年６月23日開催の㈱日本輸出自動車検査センターの株主総会において、同社代表取締役社長を辞任する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

なお、本議案は、独立社外役員を中心に構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会から妥当である旨の答申を得ております。

また、社外取締役候補者全員（４名）については、当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
1	［再　任］ 縄野克彦（なわのかつひこ） （1946年11月16日）	1969年７月　運輸省（現　国土交通省）入省 1999年７月　同省自動車交通局長就任 2001年１月　海上保安庁長官就任 2002年７月　国土交通省国土交通審議官 2003年８月　㈶港湾近代化促進協議会（現　（一財）港湾近代化促進協議会）会長就任 2005年10月　㈱日本航空（現　日本航空㈱）常務取締役就任 2007年４月　同社代表取締役副社長就任 2012年６月　（一財）日本気象協会会長就任 ㈱ジェイアール貨物・インターナショナル代表取締役社長就任 2013年６月　（一財）日本水路協会会長就任（現任） 2014年６月　（一社）全国レンタカー協会会長就任 2015年６月　当社社外監査役就任 2016年４月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2018年６月　（一財）航空機安全運航支援センター会長就任（現任）	―

（重要な兼職の状況）
なし

（社外取締役候補者とした理由）
縄野克彦氏は、交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
上記の理由により、当社は、縄野克彦氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
2	［再　任］ 伊藤（いとう）　真弥（まや） （1976年12月28日）	2002年10月　弁護士登録 西村あさひ法律事務所入所 2007年７月　㈱みずほコーポレート銀行出向 2010年４月　駿河台大学法科大学院非常勤講師 2012年８月　（独）中小企業基盤整備機構中小企業大学校講師 2016年１月　西村あさひ法律事務所パートナー（現任） 2019年６月　当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	―

（重要な兼職の状況）
西村あさひ法律事務所　パートナー

（社外取締役候補者とした理由）
伊藤真弥氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
上記の理由により、当社は、伊藤真弥氏が、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
3	［新　任］ 長崎　伸郎 （1955年６月28日）	1978年４月　トヨタ自動車工業㈱（現トヨタ自動車㈱）入社 2001年１月　出向　トヨタモーターオーストラリア　経理担当副社長就任 2003年１月　出向　トヨタモーター欧州製造統括会社　経理担当執行役員就任 2008年１月　トヨタ自動車㈱　関連事業部長就任 2010年４月　あいおい損害保険㈱（現あいおいニッセイ同和損害保険㈱）入社　経理担当執行役員就任 2011年２月　㈱マルカキカイ（現㈱マルカ）社外監査役就任 2016年２月　同社社外取締役就任（現任） 2016年４月　あいおい損害保険㈱（現あいおいニッセイ同和損害保険㈱）専務執行役員就任 2018年３月　同社退社	―

（重要な兼職の状況）
なし

（社外取締役候補者とした理由）
長﨑伸郎氏は、自動車製造業・損害保険業において、豪州・欧州での勤務も含めた人事・経理・関連事業管理・内部監査等の管理業務に従事し、また経営者としての経験も豊富であり、幅広い経験で培ったバランス感覚と監査業務を含めた高い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
上記の理由により、当社は、長﨑伸郎氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社の株式数
4	［新　任］ 布施伸章 （1965年7月1日）	1988年４月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年７月　同監査法人パートナー就任 企業会計基準委員会専門研究員、金融庁企業会計審議会監査部会専門委員、日本公認会計士協会理事等を歴任 2015年11月　同監査法人退所 2015年12月　布施公認会計士事務所開設　所長就任（現任） 2016年７月　合同会社会計・監査リサーチセンター設立　代表社員就任（現任） 2018年４月　NFパートナーズ合同会社設立　代表社員就任（現任）	―

（重要な兼職の状況）
布施公認会計士事務所　所長
合同会社会計・監査リサーチセンター　代表社員
NFパートナーズ合同会社　代表社員

（社外取締役候補者とした理由）
布施伸章氏は、長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与されており、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を以て、企業会計面に留まらず多くの企業の健全運営に貢献されていることから、会計の高度な専門性と企業運営支援の幅広い知見を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
上記の理由により、当社は、布施伸章氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．［新　任］は新任の候補者、［再　任］は再任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．縄野克彦氏、伊藤真弥氏、長﨑伸郎氏及び布施伸章氏は、社外取締役候補者であります。
４．縄野克彦氏、伊藤真弥氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。縄野克彦氏の在任期間は、本総会終結の時をもって４年２ヵ月となります。また、伊藤真弥氏は、本総会終結の時をもって１年となります。なお、縄野克彦氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。
５．当社は、縄野克彦氏及び伊藤真弥氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、長﨑伸郎氏及び布施伸章氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は、縄野克彦氏及び伊藤真弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、長﨑伸郎氏及び布施伸章氏につきましても、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件も満たしておりますので、当社は両氏を独立役員として指定する予定であります。
なお、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、
インターネット上の当社ウェブサイト
（https://www.optimusgroup.co.jp/ir/management/independence/）に掲載しております。
７．長﨑伸郎氏は2020年６月23日付で当社の子会社である㈱日本輸出自動車検査センターの監査役、2020年６月24日付で当社の子会社である㈱日貿の監査役に就任する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区海岸一丁目11番２号
　　ベイサイドホテルアジュール竹芝　13階「飛鳥」
電話：(03) 3437―2011（代表）

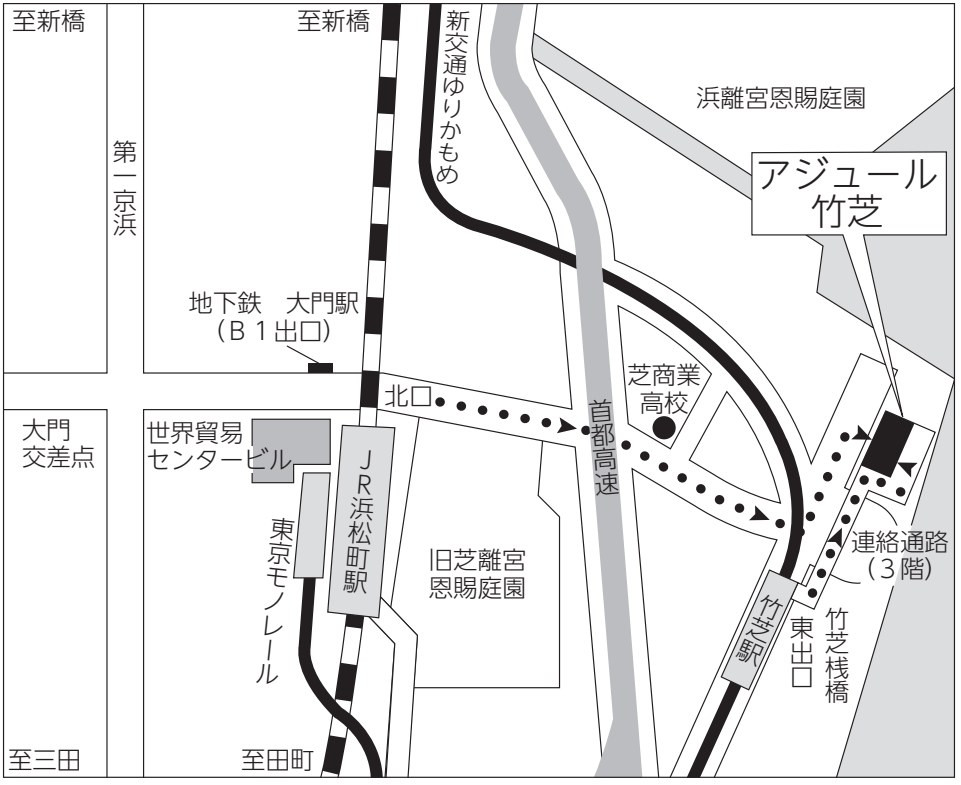

（会場への交通機関）
　ＪＲ京浜東北線･山手線、東京モノレール…浜松町駅（北口）徒歩約７分
　都営地下鉄（大江戸線･浅草線）……大門駅（Ｂ１出口）徒歩約８分
　新交通ゆりかもめ……竹芝駅（東出口）徒歩約１分
（お願い）
　当日の受付は13階の会場受付で行います。
　ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。また、議事資料として、本第６回定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

株 主 各 位

第６回定時株主総会招集ご通知
インターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

株式会社オプティマスグループ

第６回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち，連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては，法令及び当社定款第16条の規定に基づき，インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.optimusgroup.co.jp/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　19社

・主要な連結子会社の名称　㈱日貿
Universal Finance Company Limited
㈱日本輸出自動車検査センター
Dolphin Shipping New Zealand Limited

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　Nichibo Asia Sdn Bhd
JEVIC Singapore Pte Ltd.
Pt Oto Bid Indonesia

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

⑵ 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
1社

・主要な会社等の名称　Budget Car Auctions 2013 Limited

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　Nichibo Asia Sdn Bhd
JEVIC Singapore Pte Ltd.
Pt Oto Bid Indonesia

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．デリバティブ　時価法を採用しております。

ロ．たな卸資産　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　５年～50年
機械装置及び運搬具　２年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産　定額法によっております。

ハ．リース資産

・使用権資産　定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、のれんの帰属する事業ごとに超過収益力の効果の発現する期間を見積り、20年以内の一定の年数で均等償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生時にその全額を償却しております。

ニ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑸ 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度の期首より、在外連結子会社において、IFRS第16号（リース）を適用しています。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を適用しております。

基準の適用に伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表は、有形固定資産の「リース資産」が433,474千円、流動負債の「その他」127,882千円及び固定負債の「その他」316,487千円が増加しております。

また、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

⑹ 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、流動資産の「売掛金」に含めていた「販売金融債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「売掛金」に表示していた9,137,312千円は、「売掛金」5,203,640千円、「販売金融債権」3,933,672千円として組み替えております。

2．連結貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

たな卸資産	667,774千円
流動資産　その他（未収入金）	454,906千円
建物及び構築物	523,010千円
土地	534,911千円
計	2,180,603千円

②　担保に係る債務

短期借入金	1,700,000千円
１年内償還予定の社債	-千円
１年内返済予定の長期借入金	-千円
社債	-千円
長期借入金	778,910千円
計	2,478,910千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　1,378,997千円

⑶　保証債務

次の関係会社について、金融機関からの契約履行保証契約に対して債務保証を行っております。

株式会社日本輸出自動車検査センター	200,000米ドル
Optimus Group Australia Pty Ltd	6,500,000豪ドル

3．連結損益計算書に関する注記

⑴　特別損失の内容

①　事業撤退損

当社の連結子会社である㈱日貿におけるドバイ緑化事業の撤退によるものであり、関連する棚卸資産の評価損や固定資産の減損損失が含まれます。

②　その他の内容

Vehicle Inspection New Zealand Limited（連結子会社）：検査場において発生した事故に関するNZ労働安全局からの罰金見込額（24,643千円）を特別損失に計上しております。

（株）日本輸出自動車検査センター（連結子会社）：出資先の解散による出資金評価損（5,609千円）を特別損失に計上しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,353,045株

⑵ 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 941,556株

⑶ 剰余金の配当に関する事項

配 当 金 支 払 額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	159百万円	30円	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	101百万円	23円	2019年9月30日	2019年12月9日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	110百万円	25円	2020年3月31日	2020年6月25日

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余資は流動性の高い金融資産での運用に限定しております。また、運転資金は、自己資金及び銀行等金融機関からの借入等により、設備投資資金で、大規模な投資案件については、直接金融又は間接金融により資金需要に応じ、調達することとしております。

デリバティブは、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引を行う際には、取引の内容及び事由を付して、取締役会の決裁を経て行い、その結果については適宜報告を行っております。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（（注）２.参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,183,310	4,183,310	－
② 売掛金	6,124,204	6,124,204	－
③ 販売金融債権	5,111,843	5,083,874	△27,968
④ 買掛金	344,603	344,603	－
⑤ 短期借入金	8,771,530	8,771,530	－
⑥ 未払法人税等	86,519	86,519	－
⑦ 社債（＊１）	79,100	80,641	1,541
⑧ 長期借入金（＊２）	3,193,544	3,224,852	31,308
⑨ デリバティブ取引（＊３）	362,645	362,645	－

（＊１）１年内返済予定の社債は社債に含めて表示しております。
（＊２）１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。
（＊３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資　産

① 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金、③ 販売金融債権

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

④ 買掛金、⑤ 短期借入金、⑥ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦　社債、⑧　長期借入金

長期借入金のうち、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。その他については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨　デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨関連　　(単位：千円)

区　　分	取 引 の 種 類	契 約 額 等	契約額等のうち１年超	時　　価	評 価 損 益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ニュージーランドドル	4,235,978	－	359,954	359,954
	買建				
	米ドル	42,957	－	2,690	2,690
合　　計		4,278,936	－	362,645	362,645

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区　　分	当連結会計年度 (2020年３月31日)
非上場株式	18,492

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

6．賃貸等不動産に関する注記

⑴　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、自社及び子会社で使用することを主な目的とするオフィスビル及び倉庫（土地を含む。）を有しております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

⑵　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価
賃貸等不動産	74,960	73,018
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,402,314	1,509,424

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．期末の時価は、不動産鑑定士による鑑定評価額等によっております。

7．減損損失に関する注記

当連結会計年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　途	種　類
ニュージーランド	—	のれん

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分を考慮してグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、ニュージーランドでレンタカー事業を行っているUniversal Rental Cars Limitedを通じて行われた事業譲受より発生したのれんについて、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（64,088千円）として特別損失に計上しております。

なお、減損損失を測定する際の回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを14％で割り引いて算定しております。

その他、日本国内子会社において、設備の遊休化による減損損失4,204千円が発生しており、特別損失に計上しております。なお、このうちの一部（2,954千円）は、事業撤退損に含めて計上しております。

8．1株当たり情報に関する注記

⑴	1株当たり純資産額	2,121円90銭
⑵	1株当たり当期純利益	151円84銭

9．取得による企業結合

当社は、100%子会社であるUniversal Rental Cars Limited(以下、「UR」)を通じて、ニュージーランドでレンタカー事業を行っているUSAVE Car & Truck Rentals Limited（以下、「USAVE」）の関連事業及び資産を買収しました。

⑴ 企業結合の概要

① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称　　USAVE Car & Truck Rentals Limited

事業の内容　　レンタカー事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は成長戦略の1つとしてバリューチェーンの延伸を掲げており、その一環として、B to Cビジネスであるサービス事業におけるレンタカー事業の収益力強化を目指し、レンタカー事業の買収を検討して参りました。 今回の買収対象であるUSAVEのレンタカー事業は、ニュージーランド国内需要への対応を中心とした基盤を持っており、URにて取り組んできた観光客需要対応を中心としたレンタカー事業とは異なる特徴を持っております。 本事業買収により、当社グループとして、USAVEが持つニュージーランド国内需要を中心とした顧客基盤を引き継ぎ、URが持つ観光需要への対応と合わせて収益規模を拡大させ、また、重複する拠点の統合等により、効率的な事業運営と収益力強化ができると考えております。

③ 企業結合日

2019年4月1日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

⑤ 結合後の企業の名称

Universal Rental Cars Limited

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社による現金を対価とする資産の取得のためです。

⑵ 連結財務諸表に含まれている被取得企業又は取得した事業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

⑶ 被取得企業又は取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	8,400 千NZドル
取得原価		8,400 千NZドル

⑷ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　2,206千円

⑸ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

① 発生したのれんの金額

3,466千NZドル

② 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

６年間にわたる均等償却

⑹ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

有形固定資産　5,328千NZドル

無形固定資産　3,466千NZドル

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。その他については、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～18年

②　無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合による期末要支給額）の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

⑷　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　9,308千円

⑶　関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①　金銭債権	売掛金	31,899千円
	立替金	173千円
	未収入金	177,859千円
②　金銭債務	未払金	4,106千円

⑷　保証債務

次の関係会社について、金融機関からの契約履行保証契約に対して債務保証を行っております。

株式会社日本輸出自動車検査センター	200,000米ドル
Optimus Group Australia Pty Ltd	6,500,000豪ドル

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,359,970千円
営業費用	95,055千円

営業取引以外による取引高　87,946千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　941,556株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年３月31日)
繰延税金資産	
繰延資産償却超過額	5,308千円
未払事業税	387
賞与引当金	4,627
減価償却費	281
退職給付引当金	1,219
繰越欠損金	448,302
その他	886
繰延税金資産小計	461,010
評価性引当額	△ 368,902
繰延税金資産合計	92,108
繰延税金負債	923
繰延税金負債合計	923
繰延税金資産の純額	91,184

6．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社日貿	直接100.0	資金の援助 経営指導 担保受入 債務被保証 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	1,000,000 900,000	関係会社短期貸付金	6,700,000
				受取利息（注）2	72,158	前受利息	5,506
				経営指導料収入（注）3	106,000	－	－
				連結納税	47,177	未収入金	47,177
				当社銀行借入に対する担保受入（注）4	1,700,000	－	－
				当社銀行借入に対する債務被保証（注）4	4,500,000	－	－
子会社	株式会社日本輸出自動車検査センター	直接100.0	資金の受入 経営指導 役員の兼任	資金の借入 資金の返済（注）5	350,000 500,000	関係会社短期借入金	250,000
				現物配当の受取（注）5	500,000	－	－
				連結納税	111,734	未収入金	111,734
				経営指導料収入（注）3	334,000	－	－
子会社	大和ロジスティクス株式会社	直接100.0	経営指導 役員の兼任	経営指導料収入（注）3	167,000	－	－
				連結納税	18,279	未収入金	18,279
子会社	Optimus Group New Zealand Limited	直接100.0	資金取引 役員の兼任	増資引受（注）6	903,357	－	－
子会社	Optimus Group Australia Pty Ltd	直接100.0	資金の援助 資金取引 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	612,080 612,080	未収入金	668
				受取利息（注）2	5,268	－	－
				増資引受（注）6	444,480	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．市場金利を勘定した利率を合理的に決定しております。

3．経営を管理、監督及び指導するための契約に基づき決定しております。

4．当社は、銀行借入に対して株式会社日貿より債務保証及び棚卸資産等の担保提供を受けております。なお、保証料等の支払いは行っておりません。

5．当社に対する貸付債権500,000千円を当社に対して現物配当したものであります。
6．子会社の資金需要等を考慮した上、金銭及び現物出資による増資引受を行っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	デイモン・スコット・ジャクソン	(被所有)－	当社取締役(注)1	自己株式の取得(注)2	634,610	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．デイモン・スコット・ジャクソン氏は、2019年８月20日付で㈱オプティマスグループ取締役を退任しております。
2．自己株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-３)による買付方法により取得しており、取引価格は2019年８月20日の終値に基づき算出しております。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額　1,559円83銭
⑵ １株当たり当期純利益　75円80銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。